

## MileagePlusセゾンプラチナカード特約（VISAカード用）

### 第1条（名称）

本カードは、ユナイテッド航空会社の関連会社であるMileagePlusHoldings.LLC（以下、ユナイテッド航空とその関連会社を総称して「ユナイテッド」という）と株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が提携して当社が発行するもので、MileagePlusセゾンプラチナカード（以下「本カード」という）と称します。

### 第2条（会員）

本カードは、ユナイテッドのマイレージプラス・プログラム（以下「MP」という）へ加入している方又は本カードの申込みと同時にMPへの加入申込みをする方を対象とし、本特約、MP規則、セゾンカード規約を承認のうえ当社にカード利用の申込みをされ、当社がご利用を承諾した方（以下「本会員」という）に発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

### 第3条（MileagePlusセゾンカード・マイルアップメンバーズ規約の適用）

本カードについては、MileagePlusセゾンカード・マイルアップメンバーズ規約は適用されないものとします。

### 第4条（年会費）

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等）（1）①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

### 第5条（ショッピング・マイル）

（1）当社は、本カードごとに、本会員及び家族会員のカード利用分を合算の上、当該カード利用代金の締切日における利用金額合計に対し、マイル付与対象基準額に基づき、MPのマイルを本会員に付与します。なお、マイル付与対象基準額に満たない端数は切り捨てて合計マイル付与数を算出します。マイル付与対象基準額は1,000円、マイル付与数は5マイルを原則としますが、当社が指定する特定のご利用については、これを変更することがあります。

（2）ゴールドカードセゾンの特約が適用されるゴールドカードおよびプラチナカードの会員には、前項のマイル付与数に加えて、マイルを本会員に付与します。これに基づくマイル付与対象基準額及びマイル付与数については、当社及びユナイテッドが別途定める通りとします。

（3）商品購入に係る契約の解除に伴い解除処理を行う場合、当社が当該解除処理をした時点で適用するマイル付与数に基づいてマイルの減算処理をします。前二項のマイル付与時におけるマイル付与数と、本項における解除処理時におけるマイル減算数は、異なる可能性があります。

### 第6条（サービスの利用）

（1）MPに関するサービス及びユナイテッドが提供するその他のサービスは、MP所定の方法によるものとし、当社はMP自体及びMPに関するユナイテッドの行為については一切責任を負いません。

（2）会員はユナイテッドのMP規則を遵守するものとします。

（3）会員は、以下の事項の一つにでも該当するときは、獲得マイル数を取消され、又は付与されない場合があります。

- ①年会費のお支払いがないとき。
- ②セゾンカード規約により、会員資格を喪失したとき。
- ③ショッピングサービス利用が取消されたとき。
- ④ユナイテッドのMP規則に違反したとき。

### 第7条（融資金の支払方法等）

本カードについては、第13条（融資金の支払方法等）（2）④は次の通りとします。

#### ①リボルビング払い

○3万円コース－本会員が3万円ずつお支払日に支払う方法です。但し、融資金算定日における融資金締切日が到来したりリボルビング方式の融資金残高（以下「融資金リボ残高」という）が60万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。

○5万円コース－本会員が5万円ずつお支払日に支払う方法です。但し、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。

○10万円コース－本会員が10万円ずつお支払日に支払う方法です。但し、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。

○ゆとりコース－毎月のお支払日に、融資金等を4千円（融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円）ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を4千円ずつ（融資金リボ残高が、30万円を超える場合は、10万円増す毎に3千円ずつ）増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

## 第8条（会員資格の喪失）

セゾンカード規約第24条に次の事項を追加します。

- ⑩年会費のお支払いがないとき。
- ⑦ 会員がMPを退会もしくはその会員資格を喪失した場合は、会員資格を喪失し、（3）に従うものとします。

## 第9条（カード規約）

本特約に定めのない事項についてはセゾンカード規約によるものとし、本特約とセゾンカード規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

## 第10条（本規約の変更等の準用）

セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

---

# MileagePlusセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード特約

## 第1条（名称）

本カードは、ユナイテッド航空会社の関連会社であるMileagePlusHoldings.LLC（以下、ユナイテッド航空とその関連会社を総称して「ユナイテッド」という）と株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が提携して当社が発行するもので、MileagePlusセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード（以下「本カード」という）と称します。

## 第2条（会員）

本カードは、ユナイテッドのマイレージプラス・プログラム（以下「MP」という）へ加入している方又は本カードの申込みと同時にMPへの加入申込みをする方を対象とし、本特約、MP規則、セゾンカード規約を承認のうえ当社にカード利用の申込みをされ、当社がご利用を承諾した方（以下「本会員」という）に発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

## 第3条（MileagePlusセゾンカード・マイルアップメンバーズ規約の適用）

本カードについては、MileagePlusセゾンカード・マイルアップメンバーズ規約は適用されないものとします。

## 第4条（年会費）

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等）（1）①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

## 第5条（ショッピング・マイル）

（1）当社は、本カードごとに、本会員及び家族会員のカード利用分を合算の上、当該カード利用代金の締切日における利用金額合計に対し、マイル付与対象基準額に基づき、MPのマイルを本会員に付与します。なお、マイル付与対象基準額に満たない端数は切り捨てて合計マイル付与数を算出します。マイル付与対象基準額は1,000円、マイル付与数は5マイルを原則としますが、当社が指定する特定のご利用については、これを変更することがあります。

（2）ゴールドカードセゾンの特約が適用されるゴールドカードおよびプラチナカードの会員には、前項のマイル付与数に加えて、マイルを本会員に付与します。これに基づくマイル付与対象基準額及びマイル付与数については、当社及びユナイテッドが別途定める通りとします。

（3）商品購入に係る契約の解除に伴い解除処理を行う場合、当社が当該解除処理をした時点で適用するマイル付与数に基づいてマイルの減算処理をします。前二項のマイル付与時におけるマイル付与数と、本項における解除処理時におけるマイル減算数は、異なる可能性があります。

## 第6条（サービスの利用）

（1）MPに関するサービス及びユナイテッドが提供するその他のサービスは、MP所定の方法によるものとし、当社はMP自体及びMPに関するユナイテッドの行為については一切責任を負いません。

（2）会員はユナイテッドのMP規則を遵守するものとします。

（3）会員は、以下の事項の一つにでも該当するときは、獲得マイル数を取消され、又は付与されない場合があります。

- ①年会費のお支払いがないとき。
- ②セゾンカード規約により、会員資格を喪失したとき。
- ③ショッピングサービス利用が取消されたとき。
- ④ユナイテッドのMP規則に違反したとき。

## 第7条（融資金の支払方法等）

本カードについて、2024年12月23日までにキャッシングのご利用可能枠が設定された方の融資金の支払方法は、セゾンカード規約第13条（融資金の支払方法等）（2）①の通りとします。

（2）2024年12月24日以降にキャッシングのご利用可能枠が設定された方の融資金の支払方法は、セゾンカード規約第13条（融資金の支払方法等）（2）①を次の通りとします。

### ①リボルビング払い

○3万円コース－本会員が3万円ずつお支払日に支払う方法です。

但し、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング方式の融資金残高（以下「融資金リボ残高」という）が60万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎5千円ずつ増額します。

○5万円コース－本会員が5万円ずつお支払日に支払う方法です。

但し、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します

○10万円コース－本会員が10万円ずつお支払日に支払う方法です。

但し、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します

○ゆとりコース－毎月のお支払日に、融資金等を4千円（融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円）ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を4千円ずつ（融資金リボ残高が、30万円を超える場合は、10万円増す毎に3千円ずつ）増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

（3）（1）の定めに関わらず、2024年12月24日以降にリボルビング方式の支払いコース変更をされた場合には、（2）を適用いたします。

## 第8条（会員資格の喪失）

セゾンカード規約第24条に次の事項を追加します。

（1）⑩年会費のお支払いがないとき。

（7）会員がMPを退会もしくはその会員資格を喪失した場合は、会員資格を喪失し、（3）に従うものとします。

## 第9条（カード規約）

本特約に定めのない事項についてはセゾンカード規約によるものとし、本特約とセゾンカード規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

## 第10条（本規約の変更等の準用）

セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。